

幸辰 糸斤 王求 王亮

提訴の法的根拠 高裁 国に求める

高江ヘリパッド訴訟

福岡高裁那覇支部で11日
にあった高江ヘリパッド訴
訟の控訴審で、裁判所は国
に対し、提訴した法的根拠
などを示すよう釈明事項の
回答を求めた。国は次回期

日の11月20日までに回答す
るとしている。裁判所が国
の提訴について法的根拠の
不備を指摘したことにな
る。

裁判所が国に求めた釈明
事項には、抽象的存在であ
る「国」の「通行を物理的
な方法」で妨害するのは不
可能と指摘。国の機関であ
る沖縄防衛局職員を国の一
部と考えたとしても、受注
請負業者を「国ないしその
一部とは解しがたい」とし
ている。

また、裁判所は国が妨害
したとして主張する道路は
県が管理しており、「道路
法上では道路を構成する敷
地に私権を行使できない」
として、国に私所有権を行
使できる法的根拠の提示を
求めた。さらに、国が妨害
を主張する進入路以外で使
用できる進入路があれば

「訴える利益はないとも考
えられる」と指摘し、国に
主張・立証を求めている。